第１号意見書案

阪神高速道路松原線工事に伴う渋滞解消策充実に関する意見書

阪神高速道路は、大阪のみならず関西の交通インフラの基幹である。その役割は関西経済や府民の日々の生活において極めて重要である。

この交通インフラを維持発展すべく、阪神高速道路株式会社では、構造物の長寿命化に向け高速道路リニューアルプロジェクトを企画し、繰り返し補修を行っても健全性を引き上げることができず、将来的に致命的な損傷に進展するおそれのある箇所については、大規模更新事業を行うものとし、その一環として、令和４年６月１日より、阪神高速道路松原線喜連瓜破付近橋梁架替え工事を開始している。

当該橋梁の老朽化による機能不全を未然に防ぐことは重要であるが、同工事については喜連瓜破出入口から三宅ジャンクションまでの約2.5キロメートルもの距離を、３年間という長期に渡り通行止めするものとされている。

同工事の工法決定にあたっては、阪神高速道路大和川線の完成により、同線への迂回が可能となったことから、松原方面から大阪市内へ向かう自動車の一定割合が阪神高速道路大和川線へ迂回することが期待されている。

しかしながら、松原方面から大阪市内へ向かうには阪神高速道路大和川線、同湾岸線、同大阪港線を経る必要があり、長時間を要するため、松原方面より一般道路を北へ進み喜連瓜破ランプから阪神高速道路松原線を経るルートを選択するドライバーが多くなることから、上記一般道路に大渋滞が発生することが懸念される。

一方で、阪神高速道路大和川線鉄砲ランプと同堺線住之江ランプは近距離であり、両者での乗り継ぎを実施することで、大阪市内への移動に必要な時間が大幅に軽減され、このルートを選択するドライバーの増大が期待できる。

よって国においては、阪神高速道路株式会社の株式の半数を有しておることから、地域交通の機能不全につながりかねない事態を少しでも防ぐべく、同社に対し、阪神高速道路大和川線鉄砲ランプと同堺線住之江ランプの乗り継ぎを可能とするよう善導することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

　令和４年６月　日

衆議院議長

参議院議長

各あて

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

森　　和臣